

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染が再拡大しており、県内に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、再び適用されることとなりました。

つきましては、8月2日以降、引き続き感染防止対策に十分留意しながら、「まん延防止等重点措置実施区域指定期間中の教育活動等について」の通知にもとづき、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで下記のとおり教育活動を実施してまいります。引き続き、ご家庭での感染予防対策の推進などご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 学校教育活動について【8月2日(月)～31日(火)まで】

(1) 児童生徒の登校前の健康観察の徹底

- ・ 登校前の健康観察(検温等)を実施していただき、発熱等風邪症状のある場合には登校しないでください。
- ・ 同居の家族に発熱等の風邪症状(ワクチン接種後をふくむ。かかりつけ医や発熱等受診・相談センターに受診・相談をお願いします。)やPCR検査を受けている場合は登校しないでください。

(2) 教育活動時における感染防止対策の徹底

- ・ マスクの着用、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底、机の距離を開けるなどの指導を引き続き徹底します。

(3) 県外での活動について

- ・ 県外の活動については、原則として実施しません。

ただし、既に計画済みの活動(修学旅行を含む)を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認して実施します。

2 部活動について【8月2日(月)～31日(火)まで】

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、県内のみ部活動(練習試合、合宿等を含む)を行う。

なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する。

(2) 県外活動は、原則として実施しません。

ただし、既に計画済みの場合は、上記1(3)を踏まえた上で、活動を認める場合もあります。

(3) 活動時間は、平日(4日)2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。

3 熱中症対策について

環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」などを参考に、感染症対策に注意しながら、適切な水分補給や休憩、マスクを外しての活動など屋内外においての熱中症対策を講じていきます。

4 その他

(1) 不要不急の外出は慎むようにしてください。また、学習塾など習い事についても事業者の実施する感染症対策を守り、マスクの着用や速やかな帰宅など感染予防対策に努めるようお願いいたします。

(2) 休日等学校に電話のつながらない時間帯の新型コロナウイルス感染症に関わる連絡は、すでにお知らせしているメールアドレス(Kenama2021@gmail.com)にご連絡ください。